

大山綱良日誌と獄中からの遺言状

塩満郁夫

一、はじめに

鹿児島県の初代県令大山綱良に関する資料は、テーマ展示「久光の公武合体運動と寺田屋事件」のコーナーに「大山綱良日誌」、「藩制の崩壊」に「大山綱良肖像画」、部門別展示の歴史部門「明治期の人びと」の「西南戦争」に「大山綱良の獄中からの遺言状」等が展示されている。

これら三点の資料は、明治三十二年二月に森岡吉則が記した「大山綱良事蹟書」及び「大山綱良の湿板写真」とともに、昭和五十六年二月四日に綱良の孫にあたる大山ミツ子氏（蘇ゲサ、後の格之助の三女）より寄贈されたものである。⁽²⁾ここでは、「綱良日誌」と「獄中からの遺言状」を紹介したい。

二、大山綱良について⁽³⁾

大山綱良は、文政八年十一月六日に鹿児島城下高麗町で、樺山善助の二男として誕生した。幼名を熊次郎といい、兄弥兵衛と姉が三人いた。天保五年三月十五日に名を正円と改め、御数寄屋表茶道に仕え扶持米四石を与えられた。また、薬丸半左衛門に自顕流を学び、その高弟となった。嘉永二年十月二十六日に、大山四郎助の娘佐和と結婚し、大山家の

躰養子となった。嘉永六年二月、樺山三円、有村俊斎と三人選ばれて、江戸藩邸勤務を命ぜられ、その間、西郷隆盛らとともに藤田東湖と交わり、その影響を受けた。安政三年二月十七日、御茶道坊頭となり正阿弥と改名。同四年三月二十六日に養父四郎助が死去したため大山家を相続した。安政六年三月、安政の大獄により鹿児島で謹慎を命ぜられ、万延元年八月ようやく解かれた。そこで、還俗して名を三左衛門と改めたが、なお幕府の探索をのがれるため格之助と改めた。ほどなくして、奥徒目付から御軍賦役に昇進した。安政六年、有志が脱藩して拳兵を企てようとしたが、これを知った藩主島津忠義は、脱藩を防止するため自筆の諭告を綱良と大久保利通に与えたといわれる。それに対して、有志一同（誠忠組）は請書を提出して、脱藩を中止し、以後、在藩して努力することを誓っている。その請書には大山角右衛門と記されている。

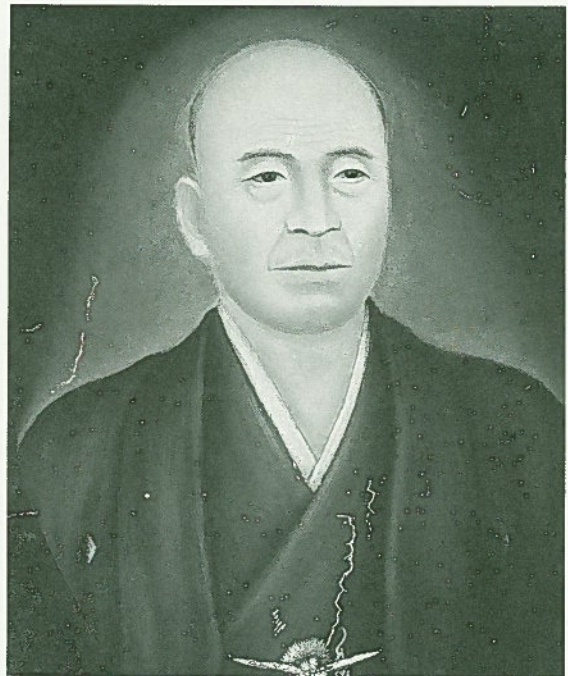
文久二年三月、島津久光に従い上京し、四月二十三日には、久光の命を受けて、久光の公武合体の方針に反抗していた有馬新七らを鎮撫した。その後、久光が勅使大原重徳を護衛して参府するのに従った。文久二年十一月十五日には組方吟味役、同三年の薩英戦争の時は、沖小島砲台で青山愚知とともに活躍した。元治元年、禁門の変に参加し、第一次長州征伐では大目付町田民部のもと軍賦役として五小隊を率いた。慶応三年には一小隊を率いて、太宰府で三条実美ら五卿の警固を行い、さらには

大久保利通と山口を訪れ薩長連合を推進し、十二月に五卿の帰京を護衛した。

明治元年の戊辰戦争の時には、鳥羽・伏見の戦いに出征した後、一月七日総督嘉彰親王付参謀を命ぜられ、十三日には四国・中国追討総督四条隆調の侍従となった。しかし、二月二十九日には一転して奥羽鎮撫総督九条左大臣の参謀として奥羽各地を転戦し、特に秋田藩を新政府側につけるのに功があった。その間、軍功により七月に二百両、十一月に三百両、明治二年六月二日には賞典禄八百石を受けた。

その後、中央政府に出仕することなく鹿兒島に帰り、監察総裁、明治四年八月二十三日に鹿兒島県権大参事、四年十一月十四日に県参事、六年四月十九日県権令、七年十月五日に県令に任ぜられた。明治八年に従五位、同年六月五日には兼任五等判事にも任ぜられた。大山県令は、士族に有利な税制、禄制を施行し、内務省の県政改革要求を拒否、地方民会開催に反対して独自の県政を推し進めた。さらに、私学校関係者を区・戸長・学校長・警部などに多数任命した。

明治十年の西南戦争では西郷軍を援助し、官金十五万両を軍資金として提供した。明治十年三月十二日、勅使柳原前光一行と同行して鹿兒島を出発し、三月十七日神戸で捕縛、官位を剝奪された後、十九日東京に護送された。そして、大審院で審理を受け、長崎に送られ九月三十日に除族の上で斬罪に処せられた。明治二十三年十月に除族を解かれ、大正五年四月に特旨を以って従五位が贈られた。



(大山綱良肖像画)

三、大山綱良日誌について

表紙に「日誌」と記され、脇に「大山蔵書」の朱印がある。文久二年四月十日の鳥津久光が兵庫を出立して大坂に到着した日から、江戸に滞在している時の七月二十五日迄の記録である。

鳥津久光は幕政を改革して、公武合体策を推進するため、文久二年三月十六日に一千余名を率いて鹿兒島を出発し、四月六日に姫路に着いた。そして、久光の命に背いた西郷隆盛、村田新八、森山新蔵の三名の捕縛を命じた。この日誌の最初の日である四月十日は、西郷ら三名が大坂に

護送された日にあたる。彼らは翌十一日に、鹿児島に送還された。

四月二十三日、久光は綱良、奈良原喜八郎、道島五郎兵衛、山口金之進、森岡善助、江夏仲左衛門、鈴木勇右衛門、同昌之介、上床源助の九名を選び、有馬新七ら過激派を鎮撫するように命じた。ここに寺田屋事件が起こり、有馬新七、柴山愛次郎、橋口壮介、橋口伝蔵、西田直五郎、弟子丸龍助が即死し、田中謙助と森山新五左衛門は、翌日伏見の藩邸で松方正義、野津鎮雄の介錯により自尽している。鎮撫側は、道島五郎兵衛が即死で、鈴木勇右衛門と森岡善助が傷を負っている。さらに、寺田屋で説諭された薩摩の武士は国元で蟄居させられ、田中河内介らは薩摩に送られる途中で殺害されることになっていることが分かる。綱良は寺田屋事件の功により、小松帯刀を通じて米十石を賜わっている。

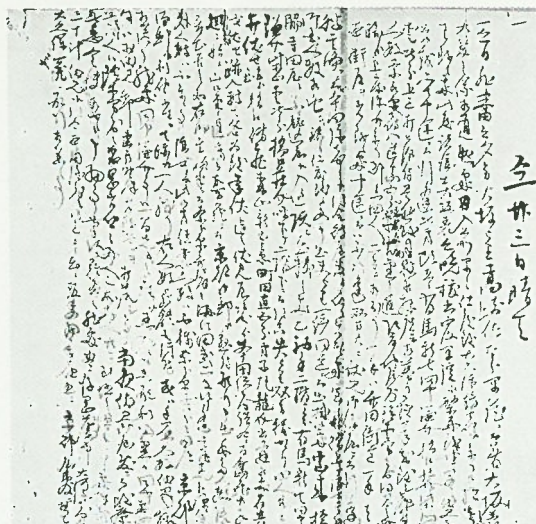
五月二十二日、勅使大原重徳は幕府に提示する三ヶ条の勅諭を持って江戸に下るが、島津久光も護衛として同行する。そして、東海道を下って、六月七日に高縄の藩邸にはいつている。大原重徳は、努力の結果、七月一日に一橋慶喜を将軍後見職、松平慶永を政事総裁職に任用することを幕府に認めさせ、七月六日一橋慶喜、七月九日松平慶永がその職に就任している。七月二十三日、島津久光は、大原重徳、一橋慶喜、松平慶永と会合し、天下分目の大義を立てるため、幕政改革の実行を強く迫っている。その間、綱良は、自顕流の稽古や神社参拝などを行っている。

この後、八月二十二日に久光一行は江戸より上京する際に、武蔵国の生麦村で、英人を殺傷するところの生麦事件を引き起こすのであるが、日誌は、七月二十五日で途切れているのは残念である。この日誌は、寺田屋事件の状況とその処理、及び久光が公武合体策を推進する様子を知

らしてくれる。

四、獄中よりの遺言状について

大山綱良は、明治十年三月十七日神戸で捕縛され、九月三十日に長崎で処刑されるが、その間遺言状を記している。現在十三点が張り合わせてあるが、その前後は、はっきりしない。日付けがあるのは、九月六日と九月七日の二点である。九月七日のものは、世界地図の切れ端に書かれているし、また鉛筆書きのものもある。この遺書の獄中からの持ち出しは(四)の遺書にもあるように「参り候者ノ衣江ヌイ入レ候方可然」というような方法で、こっそりと持ち出されたものであろう。



(寺田屋事件について記してある日誌)

綱良は自分の死は、数度の戦場の怨霊の報いとあきらめてはいるが、家族の行末を案じている。嫡子蘇ゲサ（長男の彦太郎は三才で死去）は大山家を相続の上、格之助と改名し、母や姉達は女の身であるから、男である蘇ゲサを頼りにするので、そのように心得るようにと諭している。しな（長女、後に綱良の実家樺山家に嫁ぐ）、ふき（二女、左近充家へ嫁ぐ）、とめ（三女、鎌田家へ嫁ぐが早死）、よし（四女、鎌田家の後妻）の娘たちや、綱良の年老いた姉たちへ経済的な面を含めて思いやりを示している。

さらに、家・屋敷の事、自分の墓所などの事を述べるとともに、獄中にある間世話になった人々に対して感謝の念を表わしている。

遺体は長崎の皓台寺に葬られたが、同年十月五日に遺言の通り沖之村の所有地に改葬され、後に浄光明寺に招魂墓が建立された。

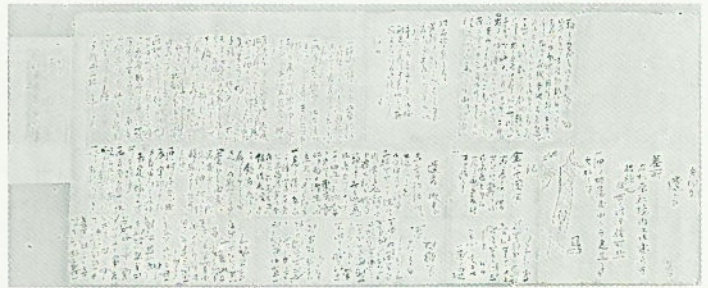
(注)

(1) 森岡吉則は、綱良の四女よしの養父にあたり、「大山綱良事蹟」は大山家子孫のために書いたもの。大山家に伝わっていた辞令類や手紙類を根拠にして書いてあり、五十頁にわたる。

(2) この資料の収蔵経過については、昭和五十六年三月の「明治百年記念館建設調査室だより」に簡単に記してある。

(3) 「大山綱良事蹟」をもとに「鹿児島県史」「国史大辞典（吉川弘文館）」「明治維新人名辞典（吉川弘文館）」「鹿児島大百科事典（南日本新聞社）」等を参考にした。

(4) 鹿児島県史には自尽を命ぜられたのは、森山と橋口壮介とあるが（二巻三三一頁）、「田原三之丞自記」（忠義公史料第二巻一三四頁）によればやはり森山と田中謙助とある。なお、田原三之丞は介錯したのは野津鎮雄と仁札景範の二人であると記している。



(張り合わされてある遺言状)



(地図の一片に書かれた遺言状)

五、日誌

文久二歳壬戌四月十日 雷鳴大雨

一、今曉七ツ時御供揃、兵庫御立大坂御邸江七ツ半過御着館也、但、此日稀成大雨、西之宮々晴天、守衛方人数我々六番十一人、外二田代宗次郎組六人御供也、外組合毎二者、翌十一日夕追々着坂也、今夜入過唯今御用ニ而御書取拜聞之事

一、万一急変起リ候共、無差図内掛付間布と之事

一、酒色ヲ可嗜事

一、私ニ徘徊致間敷事

右、条々被仰出候事

同四月十一日 晴天

一、今日極無事御滞在之事

同十二日 晴天 暮々雨

一、昨日同断御滞在之事

一、今暮前明十三日伏見川御方□ニ付、我々組外二三組都合四十人御供被仰付候旨致承知候事、但、外人数者、伏見より何分被仰越候段被仰渡候事

文久二歳壬戌四月十三日 朝雨 冷氣甚敷

一、今正六ツ時御供揃、御乗舟ニ而都而御供被仰付候事、但、前条之人數也、伏見豊後橋より御上陸ニ而、惣御供ニ而伏見邸江日入前 御機嫌克御着館、皆御邸内江六間小屋御造立、夫江相着候事、昼夜繰廻御番相勤候事

同十四日 晴天

一、今日も無異、明後日依時宜者

陽明殿江 御参殿ニ付惣御供被仰付候間、羽織、袴等用意致候様、内々致承知候事

同十五日 晴天、昼八ツ時暫時雨、此日稻荷祭ニ付雨降り之

段承り候事

同十六日 極晴天

一、今曉七ツ時御供揃、竹田街道々三本御道具御徴行ニ而、京都錦御屋敷江被為入日出前也

一、暫時御小休、御召替ニ而四ツ時御供揃

陽明殿江 御参殿、守衛四十人者相国寺内林光院江相開キ

尤当寺者、故

松齡公御位牌(松津儀弘)御代々御位牌有之、田辺屋道与建立之寺也ト云々、御所江参拜、夫々知恩院祇園等江参り帰リ候事、但、此前日ヨリ所

司代方より段糺明ニ参候由、志布志大慈寺も此寺江参り候事、

一、今四ツ時ヨリ 陽明公江 御参殿外ニ

左府公・三條公 正親町公・岩倉殿・大原三位殿ハツ時分迄 御密話、暫時 公卿方 御参内亦々七ツ後(一正親町公ニ付) 御上りニ而御議論数刻ニ

及ヒ、泉州公意(高津久光)猛高ニ御討論之処、諸大夫々内々申上由、暮過より御吸物 御酒等相始り、夜鷄鳴迄御議論、直ニ当晚々 御滞京被

仰出候処、漸々御断ニ而曉七ツ過御下り相成、御道筋四条通りヨリ本街道ニ而最早伏見 御着館之節者日出前也

一、今日十七日之事、閣老久世天和守(五輪) 上京致候様被仰出、関東江被仰出

候事

一、長州永井雅楽ト申仁、専ら奸計ニ而候得共、周旋致候由 岩倉殿弥御正論相立候事、長州公早々 御下京相成候旨、先達而被仰出候事

同十七日 晴天

一、今朝 御帰館、朝飯共給へ暫時相休ミ居候処、御用部屋（五十四番）ヲ只今御用ニ而罷出候様、左之通被 仰出鼎之如沸ト可申候、一統勇ミ進テ躍揚トシテ、尤早々仕度致シ候様被仰渡候事

一、八ツ時御供揃ニ而本街道御通行、五条橋より四条通江 御通り七ツ時分錦御屋敷江 御着館之事 但、四十人四組ハ皆御供也

同十八日 晴天

一、今日平穩、蒸気舟（五十五番）ヲ飛脚被差立候付、書状相認差遣候事、岸良七（五十六番）之丞、外ニ足輕式人

一、御老中安藤（五十七番）對馬守加判役御免、溜詰格被仰出候旨御通達有之候事

同十九日 晴天 夕（五十八番）小雨

一、今四ツ後より柴山良介殿・志々目猷吉殿入来也、今日御番ニ付八ツより至り夜不寝番相勤候事

同廿日 晴天 朝雨

一、今未明三番組ト交代致候事

一、今八ツ後、仕長江御用部屋より公用有之罷出候処、此節守衛方人数之儀、万端御法令ヲ相守り別而奇特之至候付、十人一組ツ々朝六ツ（五十九番）ト暮六ツ迄諸所見物等致候様被仰渡、一統致承知候事、右ニ付御軍賦役（六十番）ヲ御礼被申上候事

一、七ツ後（六十一番）致舟出、然処長州木原良藏生江、暫時於途中相咄 若君来

ル廿六日着之段承り候事、日入時分致帰館候事

同廿一日 晴天

一、今四ツ後ヨリ四条通御物見より綿通御長屋江致転宿候事、終日無事

同廿二日 曇天

一、今日飛脚被差立候付、書状相認鈴木氏（六十二番）ヲ一緒ニ遣候事

一、菓子入箱（六十三番）ヲ 内小刀（六十四番）ヲ本文

一、扇子筆入紙封（六十五番）ヲ 内筆孫四郎様江

右式行、谷山へた之手塚正左衛門江相頼差下シ候事

同廿三日 晴天

一、今日非番、今夕方大坂より高崎（六十六番）佐太郎早籠ニ而着、大坂表大變之儀相通、然処日入前早々仕度致、大久保旅宿江参り候様承差越候処、

此度諸浪士大坂表今晚拔出、最早淀江繫舟致候由、早々伏見迄差越候得者中途ニ而行逢次第頭立候、有馬新七・田中謙介・橋口壮介・

柴山愛次郎上意打被仰付、是非致自殺候様座ニ而相幕り候様、承知致シ被仰付候人数、奈良原喜八（六十七番）・道島五郎兵衛・森岡善助・山口金

之進・江夏仲左衛門・鈴木勇右衛門・同昌之介・跡（六十八番）ヲ上床源介参り都合四人、二手に相分り、一手ハ竹田街道、一手者本街道ヲ差越候

処、中途ニ而ハ不行逢、双方共ニ伏見御仮屋ニ而行逢、彼玄喚（六十九番）ニ而本田弥右衛門江引合、彼屋敷江尋ニ差出候処、宝来橋上江浪士其

外御国人数相屯ひ、銘々仕度致候段申出、夫より一統同道ニ而出掛候処、宝来橋脇寺田屋ト（七十番）いふ旅込屋江入込、既ニ出掛候処也、初手

二階より有馬新七・田中謙介・柴山愛次郎・橋口壮介呼下ケ、二階下ニ而引合（七十一番）央より双方抜かかり四人共ニ打伏せ、跡（七十二番）ヲ橋口伝藏・森

山新五兵衛・町田直五郎・弟子丸龍介出逢候処、右其々打伏セ、跡
人数者各為致承伏、追々伏見屋敷今本田弥右衛門詰合ニ而、鳶籠共
相廻シ、始メ山口金之進薄手故早籠ニ而京都御邸江懸付、形行申出、
外多人数御差出筈之処右助置、喚半ニ而奈良原喜左衛門殿・海江田
武二殿行逢、首尾克相諫候付、外人数ハ不参候事、浪士共此御方徒
党人数ハ不残、奈良原喜八郎殿同道京都御邸江列届、小生二ハ跡江
一人残り、右人数死体を片付、或ハ手負人数伏見之様相送り、然処
田中謙助事ハ一間先キ之座江忍入候ヲ夫形列婦、翌日田中・森山事
ハ於伏見邸、松方・野津差越是ヲ打落シ候事、当夜伏見御屋敷ニ而
致療養人ハ、鈴木勇右衛門殿・森岡善助殿兩人也、右兩人共ニ至極
之深手ト申候処、殊外無悪、全快相成候事、細事筆頭ニ難尽候、然
処豊後岡藩中、大河弥右衛門外三十計伏見江引合、本田弥右衛門殿
内意申出候趣委細承届、直ニ京都屋敷ニおつて大久保一藏前通へ形行相
達候事

同廿四日 夕方雨

一、今朝御屋鋪江掃り、稻荷脇御番所江罷在処、御用部屋より早々罷出
候様致承知、股引之俣罷出候処、小松帯刀殿取次ニ而御感状頂戴致
候事、終日御番ニ而何れも入来祝儀ニ逢ひ候事、今晚大雨降也

同廿五日 晴天

一、今朝代合ニ而致帰宿候事、左候而伊地知正治所江終日罷居、八ツ時
分方御暇にて前田十郎殿・山内一郎殿同道ニ而竹田通方伏見御屋敷
江為見舞差越候処、森岡善助殿・鈴木勇右衛門殿何れも快キ方ニ而
候事、於御屋敷本田弥右衛門殿・北郷作左衛門殿江逢、色々引合置、

然処道島五郎兵衛殿今日葬式ニ而焼香共致シ、東福寺門前迄贈り、
同志中奈良原喜左衛門殿・古川直次郎殿・高島一介殿ニ而中途より
少々雨降りニ而、五条之橋々寺町ヲ上り四条通々五ツ時分 御屋敷
江帰省之事

同廿六日 晴天

一、今未明より表御玄喚并内同断御番前ニ而終日相勤候事、其内奈良原
喜八郎殿・山口金之進殿江御見舞、外組合高田十郎右衛門殿組合ニ
而不寝番相勤、朝婦ル

文久二歳壬戌四月廿七日 晴天

一、今日非番、終日在宿、今日御国元并江戸表より亡命人数御国元江被
差下様被仰達、京都人数六人田中河内介悴、其外薩摩御国元蟄居被
仰付候旨被仰含候、当晚致出立、実者於舟中打捨之賦ニ而候事、高
橋勇次郎事ハ一昨夜半逃去、行衛不相知候事、久留米真木和泉守始
御引渡ニ相成候事

同廿八日 晴天

一、今日御玄喚当番前ニ而終日相勤候事、今夜入過不残諸浪人引払候
一、今日橋口与一郎・弟覚之進・伝蔵所持ニ付帰国被仰付、柴山良介に
も同断出立被仰付候事、右ニ付千田伝一郎・岩下弥次郎出立被仰付
候事

同廿九日 夕方曇

一、今日内御玄喚当番前ニ而終日相勤候事、夜四ツ時分引取、少々不快
ニ付致療養、翌日宜敷相成候事
一、久留米真木和泉守一類大坂屋敷迄、外ニ佐賀之人数兩三人夫々引渡

相成、都合宜敷引払候事

同晦日

一、今日非番、松方三之丞御国元江、高崎佐太郎江戸表江右之通急キニ而被差立候事

文久二年戊五月朔日 曇 昼ハ雨

一、今早朝より稻荷社脇御番所江相詰候事、今日江戸表より飛脚到来、

第一 青蓮院宮様、近衛公、鷹司公、関東表市橋公、尾州公、及越前公

土佐公、宇和島公、其他幽囚之候伯不残、此之前通悉ク御赦免相成、

尤追々御上京之旨致承知、今晚於堂社祝酒ヲ汲候

同二日 雨

一、今五ツ時分交代いたし、昨日伏見より上京ニ而小野強右衛門殿見舞

有之候事、夜入ル葉丸家江病氣見舞ニ差越、四ツ時分帰宿

同三日

一、今早朝ニ御留守居、玄喚江相詰候事、樺山孫次郎殿塩梅不宜候付、

一刻見舞トシテ差越、終日夜御番相勤候事、伏見ニ仁礼寛大夫殿、

其外ニ為見舞被差越候事

同四日 晴天

一、今日非番、四ツ後より竹田街道より毛利喜平太殿同道、鈴木氏江為

見舞差越、七ツ時分迄相咄、西田方限人数仁礼角大夫殿・川村七郎

左衛門殿、其外ニ着伏ニ付見舞、七ツ過本街道ニ帰路東福寺江為墓参、

道島五郎兵衛殿墓江詣、彼所ニ而谷村愛之介殿・相良量右衛門殿江

行逢、通天橋見物夫ニ大仏江参り、五条橋通行たこ薬師通ニ日入時

分帰宿

文久二年戊五月五日 晴天 今日別而冷氣有之、時服ハ難用

候事

一、今日非番、樺山孫次郎殿病氣ニ付見舞、別而不塩梅ニ付終日付添、今晚夜起キいたし候事、今日上賀茂祭并藤森社祭ニ付京中貴賤男女皆々大徘徊、夜陰迄鳴渡候事

同六日 晴天

一、今日表御玄喚江当番、未明より出殿、四ツ後樺山氏見舞付差越、長

野元晋等相頼、東条玄伯殿出逢、今日ニサイカク等引ケ朝稻葉方江相転シ候

事 島正八郎殿江致相談、御前より相下り候事、今晚小野強右衛門殿ニ

も参り合夜起之事、今夜入過伊地知正治ニ御用有之罷出、得手組書

出候事

同七日 曇 大ニ寒シ、九十月の如シ

一、今未明田代宗次郎組合江交代候事、今四ツ後種子島正八郎殿江致

相談、朝稻三昼ヲ相頼、今日ニサイカク等引ケ朝稻葉方江相転シ候

事 一、終日アチコト致シ、今夜種子島氏ニも参り合故、目痛ニ付、四ツ

時分ニ引取候事

一、今晚方ニ安眠等少々出来候事

同八日 寒日 曇

一、今日稻荷社脇葉丸氏組合病氣ニ付代番相勤、早朝ニ出番之事、四ツ

後ニ樺山氏江見舞、小野強右衛門殿ニも参り合、今日殊外塩梅宜敷

候事、小野氏ニ法成寺之刀譲ヲ得候事、今日昨日方ニ御屋敷御病人

弥増候事

一、今日より伏見滞留西田郷人数之内分爲看病、兩人ツ、参り候支
一、今晚稻荷社脇江御番之事

一、増銀三步耆朱卜百三十文請取候事

同九日

一、今日来ル中旬頃、関東江大原三位様御同道御下向被仰出候事

一、今日も孫次郎塩梅不宜、終日差越居候事、今晚江戸表より定式飛脚
通行、明日出立ニ付書状并木綿島式反外ニ品々相頼差下シ候事

一、今晚も爲看病差越候事

同十日 晴天

一、今日も孫次郎塩梅不宜候、八ツ後関太郎殿同道ニ而柳馬場薬店江差
越、サイ角取入帰り候処、当晚も同篇ニ而候事、伏見より西田方限
人数爲看病被差越候事、然処大鐘時分急ニ不塩梅ニ而日入時分、
終養生不相叶候事

同十一日 晴天 七ツ後分雷鳴

一、今日孫次郎殿葬式とシテ食後分差越、諸手当等致候事、西田方限其
外同宿人数等打寄、七ツ時分迄葬式道具相調候事

一、今日定御供寄被仰付候事

一、七ツ過綿御屋敷繰出し、東福寺内即宗院江葬式相調、西田方限人数
二三十人送り有之候事

同十二日 晴天

一、今日跡仕舞等段之手当致シ、今日急キ飛脚被差立候付、凶左右并遣
髪等足輕江相頼差下シ候事

同十三日

一、今日より錦小路通江転宅、日高さ右衛門殿・山口金之介殿・湯地
休左衛門殿同宿にて候事

同十四日 晴天

一、今日御番江出席之事、明十五日

陽明殿江 御参殿之儀被仰出候事

同十五日 晴天

一、今日四ツ時御供揃ニ而錦御屋敷御出、守衛方惣人数御供陽明殿江
御参殿内江御通シ有之、昼後御庭拜見等被催候事、大鐘時分御供揃
ニ而御帰館之事

同十六日 晴天

一、今日大原三位様発京之賦之処、此御方様御日延ニ付、御病気分ニ而
暫時御延引之事、樺山孫次郎殿石塔建立ニ付、四ツ後分即宗院江差
越、首尾克相濟候事

同十七日 同十八日

一、今日八ツ後小松帯刀殿より御用致承知候事
一、来ル廿二日、京都御発駕、関東江御出府被仰出候事

文久二壬戌五月十九日 晴天

一、今日四ツ時御用致承知罷出候処、御徒目付ニ而役料米被下、
御方江相勤様被仰付候事、外ニ奈良原喜八・江夏仲左衛門殿同様被
仰付候事、当日奈良原喜八郎殿旅宿おりて祝致シ、多人数ニ而首尾
克相濟候事

一、谷川次郎兵衛殿・小松帯刀殿其外御供目付等江廻礼致候事、

同廿日 晴天

一、今日 陽明殿江 御參殿ニ付御供致シ早御引取之事、

同廿一日

一、今日終日仕舞方ニ付、色々取込混雜之事、夜入前より宿亭主共出立祝ひとして祝酒等差出候事

文久二年壬戌五月廿二日 晴天

一、今朝五ツ時綿^綿御屋敷御立ニ而未明より罷出、守衛方惣人数御供也、吹上ケ迄惣御供相立、夫々相開キ、大津迄御供、夫より非番ニ而草津迄御先江差越候事

文久二年壬戌五月廿三日 晴天

一、草津、朝七ツ半時御供揃御出立、朝非番ニ而水口御休、夫より御供、坂之下御泊り

同廿四日 晴天

一、坂之下、今朝六ツ時御立、庄野迄歩ニ而差越、関之駅ニ而夜明ケ、昼より駕籠ニ而四日市迄御先江差越、待上ニ而七ツ御着、同役江夏仲左衛門殿也、今晚泊り番相勤、守衛方新納源左衛門組ニ而候

同廿五日

一、四日市御定刻御立、雨降りニ而合羽用候事、富田御休ニ而昼々御供、桑名江九ツ時分御着、大原殿御相宿ニ而候事、御着後直ニ御供ニ而御本陣江罷出、七ツ半時分御旅亭江御見舞有之、日入時分 御引取有之候事

同廿六日 曇天

一、桑名六ツ半御乗舟ニ而サヤ迄三里、四ツ時分御着相成、夫々御行列ニ而神守江御休、昼より大雨ニ而非番、宮宿江七ツ時分 御着相成

候事、今夜 大原殿御相宿也

文久二年壬戌五月廿七日 晴天

一、宮御立、今朝非番ニ而駕籠々御先江差越、池鯉鮒夕御供ニ而岡崎江七ツ過御着相成候事、大原殿御相宿

同廿八日 晴天

一、岡崎御定刻御立、朝御供赤坂迄、昼々非番ニ而吉田宿江七ツ過御着相成候事

同廿九日 晴天

一、吉田御定刻御立、新井江御先江差越、御渡々 御供ニ而候事、浜松江七ツ過御着相成候事

戊六月朔日 晴天

一、浜松御定刻御立、朝御供ニ而昼々御先江差越、日坂迄七ツ時分御着

同二日 晴天

一、日坂御立ニ而舞子迄待上ケニ而、川御渡シ都合宜敷八十八文ツ、也八ツ時分着致候事、今晚江夏仲左衛門殿病氣故、志岐藤九郎殿代番同役之事、舞子江七ツ時分御着

同三日 雨天

一、今朝舞子御定刻御立、終日雨、朝御供、江尻御休、由井江七ツ半過御着相成候事、

同四日 雨風強ク富士川御わたり甚烈敷

一、由井御定刻御立、雨風大ニ烈敷、非番ニ而中途大難義、富士川 御渡シ漸々被為整候事

一、吉原御休ミ、江夏氏病氣故府中□江在之事

一、沼津江七ツ過御着

同五日 晴天

一、今日正六ツ時御立、御供揃兼候故、未明ニ漸々御立ニ而候事

山中道路宜敷上御都合、峠御休ミ、朝御供ニ而昼より非番、小田原

江七ツ過着相成候事

同六日 雨

一、夜半々雨降り道別而不宜、平塚御休、夕御供ニ而戸塚駅迄日入前御

着相成候事

同七日 晴天

一、戸塚駅七ツ半過御立、神奈川御休、朝御供昼々非番、大森梅本ニ而

昼飯給へ、鮫洲釜屋御休ミ、夫々本之御行列七ツ前高繩御邸江御機

嫌克御着相成候事

一、井伊境六番御長屋江一向相宿致候事、中原周介殿預世話、鍋釜其外

炭薪等入付有之候事

同八日 晴天 閏々朝立有之候事

一、今朝着ニ付段々見舞人有之候事、今朝五ツ時御供揃ニ而 御出御供

也 御行列ニ而候事、四ツ時御入御通、御供人数皆々罷通候而、御

膳等被下候事、春嶽様松平慶水八ツ時御登城ニ而夫々引取被為在、八ツ半過

高繩江 御帰館之事

文久二年壬戌六月九日 晴天

一、今朝々御屋敷中見舞、八ツ後々上屋敷江差越、島津登州江寛々差越

御中途彼是之事相叱、夜入時分帰館致候事

同十日 晴天

同十一日 晴天

同十二日 晴天

同十三日 晴天

文久二年壬戌六月十四日 晴天

一、今八ツ後松方三之丞殿着、井伊境新六番江着ニ而同宿、待迎として

酒肴等取入、同宿中寄合外ニ奈良原喜八郎殿入来之事、宿元直左右

承得事

同十五日 晴天

同十六日

同十七日 晴天

一、今朝五ツより御番ニ而四ツより御膳所江相勤、九ツ時分僅ニ相寄合

七ツ時 御供揃ニ而 勅使大原左兵衛督江御出有之候間、右為手当

早々帰屋、尤留守之事、夜入半過 御帰館有之候事

文久二年壬戌六月十八日 晴天

同十九日 晴天

一、昼番ニ而九ツヨリ罷出、御膳所江も相詰候事、然所明日大円寺江

就御仏參御供人数取調候様致承知候而、則手当等致シ、七ツ半過

日入前より為入湯差越候事

同廿日 晴天

一、今晚七ツ前より打立仕舞、五ツ時御供揃ニ付六ツより致參殿、外ニ

守衛方人数三十人 御跡先江相付、五ツ打直ニ大円寺江 御參詣暫

時ニ而御帰殿之事

同廿一日 晴天

一、今日より西御門方稻荷堂脇御長屋江転宅、殊外冷敷涼風之所ニ而庭江草木も有之、松方三之丞殿同宿之事

同廿二日 曇

一、今日終日取片付方等致シ候事、四ツ後江夏彦左衛門殿入来、小野強右衛門殿入来也、七ツ後原田才之丞殿江転宅届トシテ差越候事、今夜半より雨降出候事、書状并鯉節二本始ニ屋敷^〇便^〇相届候事

文久二年戊六月廿三日 雨 今晚より降出候事

一、昨夜半より雨降り、殊之外冷氣相成候事、今夜定式飛脚到来之事

同六月廿四日 晴天

一、今四ツ過より鈴木勇右衛門殿同道、神田紺屋町大和屋総之介所江草取入トシテ差越、帰りニ者江戸橋ヲ通り、通町より帰館七ツ過ナリ

同廿五日 晴天

一、今朝寺師善真殿^〇宿元状并金子五両、入刀一本、園田安養殿便^〇相届候事、皆々無事之段申来候事、今夜状祝ひ共致候事

同廿六日 晴天

同廿七日 晴天

同廿八日 晴天

同廿九日 晴天

一、今日八ツ後ヨリ 勅使大原殿御登場、御内答御受有之、余程御決断ニ而必死ニ御踏出有之候得共、難なく殿中ニ而勅答御受相済御帰館被為在候事、七ツ後より奈良原^〇兄弟外^〇二六七人同道、下島見物トシテ差越、暮過三田ニ而入湯、末広ニ而そふめん給へ帰ル

一、今日定式飛脚立ニ付書状差遣、尤左之通下シ候事

同晦日 晴天

文久二年戊七月朔日 晴天

一、今晚打立 勅使大原殿登城ニ付下島江差越、外二段々登場有之、五ツ過大下島^〇御登城、八ツ前御下城、御都合宜敷 勅答相済、夫ヨリ御供目付、初守衛方人数も不残思ひ^〇に引取候事、帰ニ江夏仲左衛門殿・高島一次郎殿同道、海田^〇・門松^〇一兵衛所ニ立寄、暫時相休、夫^〇入湯、高縄江帰館、首尾克被^〇候付祝酒取入相祝ひ候事

同二日 晴天

一、今日

太守様江御用、御類中之内^〇御名代ニ而島津淡路守様^〇 御登場之处、

今度 御上京ニ而浪士共不穩企、御取鎮為御骨折 御尽力御拝領有之候事 但 御刀左一文字之由

一、今日五ツ時揃ニ而於龜之甲御茶屋庭日本寄七角立有之、一統江相見被仰付、御拭敷^〇拜見之事、我々ニ者諸差引締トシテ罷出、御賄頂戴之事、七ツ半過首尾克相済、今日源氏山^〇(逆鉾改名なせり)前垂レ拝領致候事

同三日 晴天

一、今朝五ツ半^〇御番江罷出、九ツ^〇引取事、七ツ後^〇上屋敷江差越、島津登様江為御礼差越、暮前迄相咄、帰りニ西田左近允氏江立寄、夫^〇直ニ帰家之事

同四日 晴天

一、終日在宿之事

同五日 晴天

一、今七ツヨリ松方氏代番トシテ出殿、日入過交代、今日御庭稽古始り
二付致出席、打廻二三篇致候事

同六日 昼九ツ時分僅雨、殊之外湿候事

一、今日上京其与之見舞有之事 夜入ヨリ小野強右衛門殿入来、五ツ時
分高島氏誕生祝ヒニ付人々差越、四ツ時分帰宿、夜半大雨

文久二年壬戌七月七日 晴天 四ツ分雨類ニ降ル

一、今日惣人数下島見物之賦候処、雨降故取止相成候事、去ル廿七八日
頃より天祐丸着舟ニ候得共、今日迄も風并不^レ候故、荷物無之候
事、今晚森岡・山口・高島・日高・門松・小野氏入来有之候事、

同八日 朝雨風昼分快晴

一、今昼分晴上り候事、七ツ過分鈴木氏同道、神明前江圍是堅直頼ミト
シテ差越、帰りニ入湯、六ツ過帰候

一、一昨日 市橋公^{〔地蔵〕} 御後見被仰出候事

同七月九日 晴天

一、今四ツ後岸良新之丞殿御咄へ差越、昼八ツ過引取、今日漸々天祐丸
荷上ケ有之相請取候事、七ツ後より稽古江出席、門松・鈴木・奈良
原・大迫・山口・岸良、外ニ一両輩御庭方立木立て候事、六ツニ
引取、五ツ時分涼ニ出、鈴木氏江立寄候事

一、今日 松平春嶽様 御用ニ而 御政惣宰職被仰出候事

同十日 晴天

一、終日在宿、夕暮より毛利喜平太殿所ニ久々振相咄、御国産品振舞有
之、石原清右衛門殿ニも入来ニ而終日相咄、四ツ時分帰宿

同十一日晴天

一、今朝五ツ分九ツ迄御番ニ而、帰りニ大山仲兵衛殿所江立寄、暫時相
咄直ニ帰ル、葉丸氏今日高輪之様転宿ニ付見舞之事、夜入過分鈴木
氏宅ニ而先生江為待迎、豚汁共出来取会、中原周介殿・門松氏、先
生者勿論ニ而四ツ時分迄相咄帰り候事

同十二日 晴天 昼分曇、如朝立

一、終日在宿、八ツ後高島氏江、八ツ飯豚汁振舞ニ付差越、七ツ後分大
人数来客有之、夜入高島氏江差越、六ツ過帰宿

同十三日 雨

一、終日在宿、七ツ半過分稽古江出席、夜入過分小野強衆、谷川次兵衛
殿入来ニ而候事

同十四日

一、今日終日在宿之事、七ツ過より奈良原喜八郎入来、同半過より日高
六左衛門殿・松方助左衛門同道、高島一介殿・江夏彦左衛門殿同道、
魚籃下森田虎吉所江差越、夫分三田江出合、同道ニ而田丁ての字江
立寄夜食喰ひ、五ツ時分帰宿、高島氏差越候事

同十五日 終日大雨風

一、今日雨ニ而大円寺参詣も不相調候、七ツ分御番江出、半過引取候事
夜入分森岡元介殿・山口金之進殿・江夏彦左衛門殿入来、夫又同道
江夏氏江差越候事

同十六日 晴 七ツ過分雨

一、終日在宿、八ツ前より左近允仁之介殿入来、久々ニ寛々相話、七ツ

後鈴木氏江差越、平田内藏之介問書借入候事

一、堀小太郎殿伊地知氏泡盛到来、塩谷甲藏殿書状到来之事

一、明日四ツ時御供揃御出ニ付、御供触致承知候事

一、五ツ時分高島氏二階江差越、例之人数ニ而四ツ時分引取候事

文久二年壬戌七月十七日 極晴天

一、今早朝より仕廻方致シ居候处、五ツ時分大原様江御出之儀者、

御延引相成候段、奈良原喜八郎殿入来致承知候事、夫大円寺江参

詣、帰り二三田三丁江彼籠取入トシテ差越、四ツ過帰り懸ニ稽古、

式日ニ付取決帰ル

一、彼籠巻ツ 代式朱ト百文

一、七ツ後より御庭稽古、式日ニ付出席之事、夜入過分菜丸氏江咄ニ差

越、鈴木氏ニも同断入来ニ而候事

同十八日 晴天

一、今四ツ過分高島一介殿・山口金之進殿同道遠足いたし永代橋、両国

浅草山野辺遊行、夫通丁ヲ過キ片門前ニ而入湯、然处夜入六ツ半

過帰宿、明日松方氏御用承知ニ而、久保八郎殿・渋谷彦介殿・谷村

氏杯入来有之候事

同十九日 雨

一、今日松方氏其外御用ニ而御近習番被仰付為祝、八ツ後分多人数入来

有之、其儀ニ付終日在宿

同廿日 晴天

一、今朝分段々見舞人有之、松方氏八ツ後素緋振舞有之候ニ付、奈良原

氏・森岡氏始多人数入来有之候、日入時分高島・日高氏同道、魚

(森岡) 籃下森田所迄差越、帰り二片ケ江入湯、五ツ時分帰宿、山田孫一殿入来有之候事

同廿一日 晴天

一、今朝分段々入来有之、田代清左衛門殿見舞有之候、日入前より上御

邸江差越、尤鳥登功鳥登功使到来参り様被申付候間、夜入前より差越ス

然处中原尚介殿・東郷宗源殿参合ニ而取入相成候筈之蒸気舟、昨夕

方唐方唐帰来候段為注進被参候、折ニ而候事、五ツ半時分迄御咄帰宿、

今日後ノ大沢跡江松方氏、森岡氏森岡氏 転宿ニ付差越候事

同廿二日

一、八ツ後野津七左衛門殿・鈴木昌之介殿伝奏屋敷入来也、八ツ後御

供触致承知候事、七ツ半過分江夏彦左衛門殿・志岐藤九郎殿同道、

猿町湯屋江差越、夫致帰宿候事、少々不快ニ而候事

一、今日小松帯刀殿・谷川七郎兵衛殿・中山次左衛門殿御供被仰付候事

文久二年壬戌七月廿三日 朝方晴 暑甚シ

一、今朝四ツ時御供揃ニ而伝奏屋敷

大原左衛門督様江御出毎之通御供、御先御跡守衛方三十人御内江通

り御弁当被下候

一、八ツ御退城分御入、御後見一橋公 御政事惣宰職越前公松平春嶽様

御出会、今日天下分目之大義御論ト聞由、皆手足を握り詰候、御入

則分 大原 一橋公、福井公、(松平)三郎君御会合有之、日入過迄事畢、

而直ニ御供揃裏御門分出、表御門江相廻り、御一緒御立相成通、新

橋新橋之前分焼灯ニ付、田町七軒前分大雨降出し、大急ギニ而 御帰館、

混ぬれニ相成候事 此御方、御付中分西瓜過分振舞有之候事

一、今日奥向中、御下向御供被仰付候事

一、今晝夢想ヲ起、亡父君拜名ヲ起シ洗ニ候事、卒名等例シ居候事云々有之

同廿四日 朝の雨

一、終日在宿、四ツ後森岡氏迄御賦道ニ差遣、金ニ両致頂戴候事、今夕刻定式飛脚致到来候事、大鐘時分の高島氏江差越、中村一之介殿入来、四ツ時分引取候事

同廿五日 雨風

一、今四ツ後上屋敷江書状及遣候品相届キ、無事之一左右申来候事

一、鯉ふし 大五本 宿元の

一、同小式本 母上様の

一、飛魚 拾二三疋、金子五兩

右之通相届候事、終日大雨風也、暮前の泊り番ニ而致出殿候事

六、遺言状

(一)

○万々望外之御手数愧入候、拟御尽力被下候末、服部斯之如シ、日々相迫候

○当地も目今外ニキ会ハ無之、依而別紙本地之至急達シ方御尽力被下候云々、御示談被下度達サヘ候得ハ、疑ナク駈付、疑ヒ無御座候、右

聞付候得ハ、寸時もサシ置キ不申候、此段ハ第一ノ策ト奉存候

○右ノ人物ハ浦上ノ者之内ニ御命シナレハ、案内ノ者余多、其内ニ私宅

へ茂三郎ト申者召仕居候、中々スルドキ者ニ御座候、舟ニテも山ヲク、リニ而も、其身ニマカセ可□何分此儀は取切、御尽力奉願候

(二)

以別啓御頼申上候

老体ノ姉三人有之候間、藤安の受取ノ内ニテも、以御都合、金二百円宛直ニ御渡、形見ニ御送り可被下、何レモ難渋差見得候間、此段願上候

作公

主

(三)

一、海山ノ限りなき御厚情、何ヲ以報ルヘキ明暮れ、拜伏スル迄ニ御座候、追々武印の之云々、只々夢幼幼ノ如シ

一、誠印実ニ残念之仕合、併シ恙カナシト被察候、吉左右ヲ相待入候

一、武印如何ナル引縁カ、中々以意外之厚情、尚宜敷御伝可被下候

一、過日来ゾク罪事件隣房へ深く心得人有之、慥ニ調候趣ニ承り、一昨

日武印迄申上候間、相達候半、至急作印御呼付被下承、後レナク御

工夫可被下候、右ハ矢印并御方面名の之願意ナラハ、当所戸長継書

ヲ以相濟事ト被忠候、尤地之戸長へも何も不居旨、情実相通候ハ、

子細無之ト之事、何事も地獄ノ下も○次第、此節ノ事ハ尚更ノ事

一、此ノ功御立被下候ハ、何ヲ以可酬カト心配致居候、即今之心得ニ

ハ菟角数千ノ弁償幾分致御望ニ応シ可申候、当分御耐忍禱入候、何

もく奉折候也

一、作参り次第御渡可被下候

一、半紙二三帖御恵シ可被下候

(四)

一、此一封御覧ノ上御追可被下候

一、第一誠印消息ヲ尋度、私宅迄参リタレハ、決テ様子も家来共ヨリ相サクリ可申候

一、此書面ハ参リ候者ノ衣江ヌイ入レ候方可然、浦上ノ者ニ必死ニハマリ可申候

(五)

要用書五通

一、尚々サツ地ハ既ニ官軍丸テ被払候由ナレハ、彼地へ達シ候後ハ、キ遣ヒナシト被察候、先ニ申上候

一、天草ニテ着カエ、又ハ市来、串木野へ着可仕候

一、矢の先まつ差留事

一、江南相頼ミ遣す事

(六)

一、東京入獄中ハ三ヶ月間一日も怠ラス、三河屋忠ヨリ数々サシ入レ物着類等遣シ、実ニ奇特之至ニ付宜敷タノム

一、林徳子ニも同断也、是もヨロシク

一、長崎ニテ服部事、意外之懇切也、ヨクく圓様之可然

一、寺田氏ト申仁、是も不思議ノ縁、服印ヨリ御聞取可被給事

一、此方神道ハ廃止ニテ、仏祭ニ御執行可有之事

以上 主 矢

(七)

記

金八千円

右藤臺へ借七置候付、都合ヲ以御受取被下候而、左之通御取計可被給事

一、右之金ハ、お志な、ふき、とめ、よし

右銘々江御分配被下、其上往先キ□計御引受ヲ以、御取計可被給事

(八)

遺書 獄中々

当三月於湊川ニ遺言之通、御心得可被給候

一、蘇ゲサ事、往々成長之処、我カ子ト思ヒ、我ニ代リ万事無遠慮、御尽力可被下候

一、十四五ニ相成人并ニ候ハ、東京好キ仁ヲ求メ諸生へ御差出シ可被給事

一、高ノ儀ハ、当□□樺山方取合セ、三百石余ニテ候間、名寄セ目録等御取調可被下、鎌市殿ヨク存之事ニ候事、克ク御頼可被下事

一、当分之屋敷ハ宜敷無之候間、往先キハ沖ノ村へ引移候様、御申付可被給也

一、沖ノ村ノ屋敷ハ戊辰ノ軍功ニテ求メ置候間、永々居住ニ相定候様、御取計可被給事

一、御方事第一ニ御身上御慎ミ高行、呉々も泉下ヨリ一応ニ相祈り可申候

(九)

一、跡ノ事ハ何事も於兵庫、遺言致置候間、当人引受候間、何事も可被相頼候

一、蘇ケサ相続ノ上ハ、格ノ助ト改名可致事

一、お志な二者、辰追々成長ソダテ方第一之事

一、往々子共^(俱)ノ事ハ、作兵衛へ相頼置候

一、三人之姉様達、追々老体ニテ彼是宜敷頼上候事

一、追々ハ沖ノ村へ家作イタシ、引移り可被成候、当分之屋敷ハ病人不

絶、家相不宜候、兼テ承及候、尤右之事も矢野へ申付置候

一、上ノ仲兵衛様へ別而不申上候間、宜敷可被申上候、此コト御先ニ急

キ何事も夢幼ナリ

一、五十年來世ニ生レ、生涯苦心ノ身終ンかかる身ニ終リ候儀、数度之

戰場怨靈ノ報ヒト何ニも御明らめ可被成候、只々死ニ近キ遺言ヲ差

送候也

(十)

一、孝兵衛殿ニも不幸ニテ、我ハ三五年日夜随従、親子ノ如ク、然ルに天災通レサレハ人道ノ常也、此上ハ御方有ル故、何事も安心冥土

二趣キ申候

一、母殿、於ヤス大事ニ可被成候

一、洪印、園印へ委細頼置候間、可成小道丈夫ニ御注意可被成候、島□

カ此告ケ也

一、林彦等、藤安等へ宜敷御伝可被下事

一、甚五長崎へ暇ニテ帰候節、金二百円御渡可被給、約定致シ置候事

一、喜蔵其之外宜敷御頼申上候事

一、龍助事ハ、御存之通是迄深切ニ召仕候間、何ニテモ御見立□計、御

立可被給事

九月六日

主

矢作殿

(十一)

明治十年九月七日認置

大山

宿元おしなどの

大山蘇希さ殿 おふきとの

おとめとの およしとの

今日、喜蔵ヤ仁^(右衛門)右衛門其外定テ世話ノ筈、尚又相頼候事

一、二階へ黒拍油色ノ箱へ金札入置候、外ニもチン／＼アリ

一、鉄ノ箱小生へ有之候、其内へ此通りノ金フリツキノ箱ノ内へモ金札

三千円位も入置候、為念申入候、併シヤケタル致トモ察候



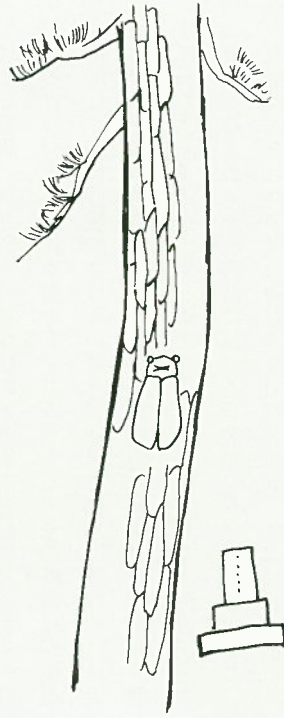
矢作殿

遺言

墓所

右松原社境内工御建立可被給也、但、世ノ治テ後可然

一、沖ノ村屋敷小クラ建立之事
大松ノ下へ



(三)

一、此方三月以来東ヨリ西へ廻リ、健康ニシテ月日ヲ送り、跡先キ知ラ
又人迄も、送り物等ニテ全く不自由コレナク、既ニ此四五月比ニハ
可死ト思切居候処、今迄助命セリ

一、是迄サゾく一方ナラン心配察入候、菟角世ノ中ハ如此者ニ候間、
御案シ被成間敷候

一、蘇ケサ日々成長、兼テ望ノ通軍ニテ相樂ミ居候筈候、追々学文^四第一、
母様へ孝道、姉サン方へ行先キ丁寧可被仕候、女ノ身ハ菟角御方ヲ
ノミ使リニ致ス者故、厚ク可被心得候

一、おふきハ先ツ内ニ居テ、蘇ケサ、トメより引受、ソラテ可被成候

一、およしハ追々東京へ人々江頼ミ、学校ニ可被出候

一、大山、樺山兩家ノ家禄取合三百石以上ニ有之候間、近々渋谷、鎌田
氏等も御頼可被成候

(注) 日誌、遺言状の解説については次のようにした。

- 1 できるだけ原文の体裁に従った。
- 2 漢字は原則として当用漢字を使用し、変体仮名は現行のかな文字に改めた。
- 3 適宜に読点をつけ、人名等が連続するときには並列点をつけた。
- 4 誤字・脱字等はそのまま記した。適宜()の傍注をつけた。
- 5 文意が通じない箇所には(ママ)と傍注をつけ、虫喰いの箇所は□で囲んだ。
- 6 解説にあたっては堂満幸子氏の協力を得た。